

えいせい

都庁職衛生局支部ニュース 本庁版

2009年11月12日発行

発行責任者 支部長 小野塚洋行

内線63-210 電話03-3349-1501

2009確定闘争 いよいよ決着にむけ山場

都労連は、17日に1時間ストライキを設定し、年次休暇の時間休暇取得制限の撤回や、現業賃金任用制度確立・年末一時金・島しょ要求・福祉関連要求等の実現を求め、都側に決断を求める要請、交渉を繰り返しています。しかし、都当局は未だ誠意ある対応、検討状況を提示するに至っていません。

都庁職は、11月10日に09確定闘争の解決へ向けた1日行動日を展開しました。10日は都庁職独自の早朝都庁宣伝行動からスタートし、都労連第六波総決起集会の後に、都庁職決起集会を開催し、あらためて要求実現へ闘いの意思統一を行い、総務局要請を行いました。都当局に対し都庁職・中山副委員長の発言の後、支部の代表から職場組合員の切実な要求である都労連要求の実現を求める要請を行いました。

しかしながら、当局は私たちの正当な要求・要請に対し「検討を重ねている」「困難な課題がたくさんある」「引き続き検討、精査を進めている」とした上で、時間単位の年次有給休暇の取得に対しては、労基法の改正によるものであり「ぜひともご理解いただきたい」と極めて不誠実かつ理不尽な回答に終始しました。都庁職は、引き続き都労連交渉の場において、都側の誠実な対応を再度強く求めて要請行動を終了しました。

年休の時間単位取得方法（5日分・40時間迄）改悪反対！

都労連 年休の時間単位の取得方法は現行で何ら問題は無い

都当局の調査でも、平成20年において、時間単位の年次有給休暇を合計41時間以上取得した職員の割合は42.6%であり、都側も交渉で「今回の見直しにより影響が出る職員がいることは認識している」と述べています。時間休の取得が40時間に制限されれば、子育て・介護・通院等で時間休が必要な職員は働き続けることが難しくなってしまいます。都側は労基法改正を理由にしていますが、そもそも民間の実情が1日単位での取得が困難なため、1日単位の原則を維持しつつ5日以内を限度に時間単位取得を認めたものであることからすれば、都側の提案はこれを逆向きにとらえて改悪するものであって断じて認められません。

職員数	時間給の取得時間の合計		41時間以上の割合
	0~40時間	41時間以上	
15,849	9,101	6,748	42.6%

官庁執務型：知事部局、行政委員会、議会局、教育庁

闘争日程

11月16日(月) 15時30分~

都労連第7波総決起集会

11月17日(火) 1時間ストライキ

(予定)

各部、昨年より超勤時間増 5ヶ月間で150時間超399人

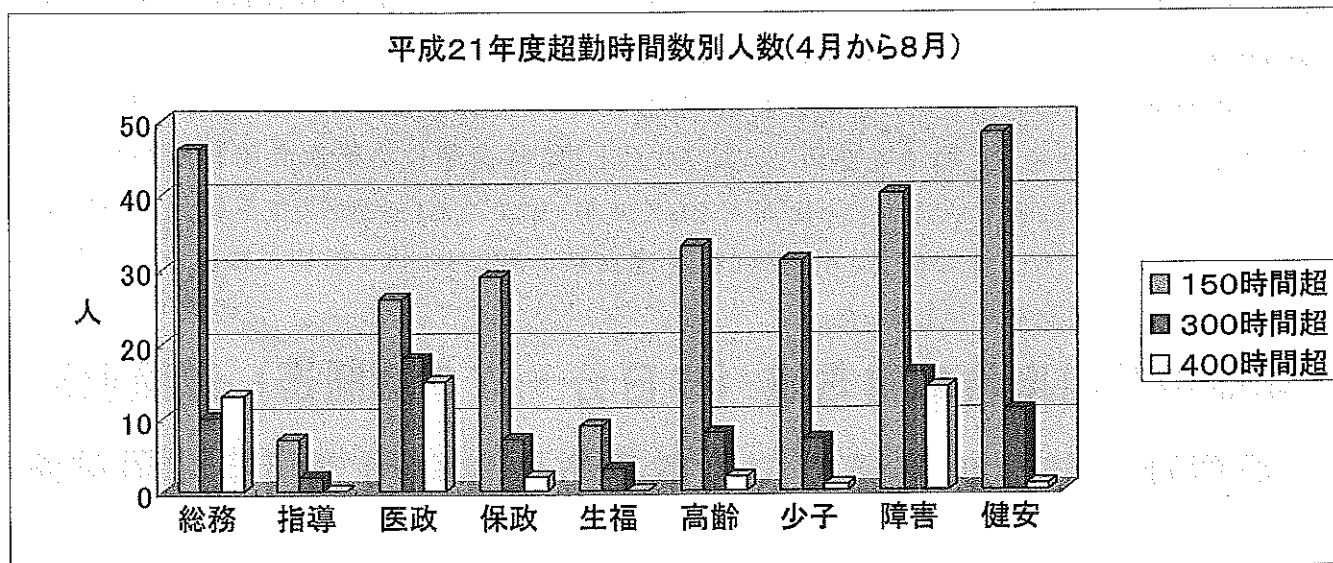
11月6日、今年度第2回目の超勤縮減委員会が開催されました。毎年、年度当初に1回しか開催されないため、支部は複数回の開催を求めてきました。

各部とも超勤が昨年よりさらに増えている状況が明らかにされました。8月までの5ヶ月間ですでに150時間を超える人が399人もおり、超勤が偏っていることも大きな問題です。

しかし、局としての新たな提起はなく、年度当初の超勤縮減対策を徹底させることを繰り返し確認したにとどまりました。

管理が厳しくなって危惧されるのは、超勤手当を請求せずに残業する職員が出ることです。数字上での超勤縮減のために不払い残業が見逃されることのないよう、職員がどのような状況で残業しているか管理職が責任を持って把握する必要があります。

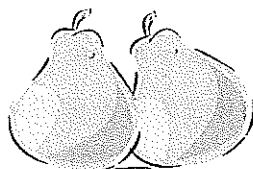
仕事の効率化や業務の見直しにも限界があります。毎年繰り返す「必要な人員は確保する」との局の回答のとおり、過重労働にならないようにするための人員こそ必要な人員であり、人員確保が確実な解決策です。



都区職員生協 11月のおすすめ品

11月26日(木)販売

山形産 ラ・フランス



1パック L玉3個 300円

(組合員以外 320円)

お昼休みに支部室(27階南)で販売します。

数に限りがありますので電話で予約していただくと確実です。

衛生局支部 内線63-210 大村まで

まだ組合に加入していないあなたへ

労働組合は働くあなたを守ります。

困ったときはいつでも電話を下さい。

衛生局支部 都庁内線(63)210

組合に入りましょう!

ストライキ情報は支部ホームページで

<http://www.eiseikyoku-shibu.com/>

えいせい 本庁版

2009.11.12